

情報公開制度・個人情報保護制度を紹介します

開かれた市政を実現するために〈情報公開制度〉

【情報公開制度とは】

市が保有する市政情報をどなたにでも原則として公開する制度です。市が保有する情報は、どなたでも市政情報の公開請求をすることができます。

【公開の対象となる市政情報】

職員が職務上作成し、または取得した文書、パソコンなどで作成した電磁的記録、その他これらに類するもので、市が保有しているもの

【公開できない市政情報】

原則として公開ですが、次の情報は公開されないことがあります。

- ▷ 法令などにより、公開できない情報
- ▷ 個人に関する情報
- ▷ 法人などの情報で正当な利益を著しく害すると認められる情報
- ▷ 市政運営の執行に著しい支障が生じることが明らかに認められる情報
- ▷ 公共の安全と秩序に著しい支障が生じることが明らかな情報

【公開請求の方法】

公開請求書に次の必要事項を記入のうえ、情報公開コーナー（市役所第二庁舎6階）まで提出してください。

- ▷ 請求日
- ▷ あて先＝実施機関名（市長・教育委員会・選挙管理委員会・監査委員・農業委員会・固定資産評価審査委員会・議会・土地開発公社）
- ▷ 住所・氏名・電話番号
- ▷ 請求の区分（閲覧・視聴・写しの交付）
- ▷ 市政情報の件名または内容

【公開の決定】

請求日の翌日から7日（土曜・日曜・祝日を除く）以内に決定し、書面で公開・一部公開・非公開の区分で通知します。

【公開に必要な費用】

- ▷ 電子複写機による写しはコピー1枚10円
- ▷ その他の写しは、写しの作成に要する費用

プライバシーを守るために〈個人情報保護制度〉

【個人情報保護制度とは】

市では、市民の皆さんの個人情報を収集・保有・利用していますが、個人情報の取り扱い、プライバシーの侵害を防ぎ、基本的人権である個人の尊厳の擁護についてのルールを定める必要があります。

市は、個人情報の適正な収集・保有・利用の義務を課し、皆さんには、自己に関する情報は自分でコントロールすることができる権利を保障しています。

【個人情報とは】

個人に関する情報で、特定の個人が識別され、または識別され得るものをいいます。

【保有個人情報とは】

個人情報のうち、文書、電磁的記録などで市が保有しているものをいいます。

【個人情報を守るために】

個人情報の収集や利用などは、その業務にとって必要最小限の範囲で行います。

思想・信条・宗教などに関する個人情報の収集や利用などは原則として行いません。

収集はその目的を示して、原則として本人から直接収集します。

保有個人情報の管理

保有個人情報の目的外利用または外部提供は、原則として行いません。

保有個人情報は、正確で最新のものとし、漏えいなどの事故を防止します。

コンピュータで処理するときや業務を委託するときは必要な措置を講じます。

個人情報の保有、利用状況を明らかにします。

【自己情報の開示等請求の内容】

- ▷ 開示の請求
- ▷ 誤りがある場合は訂正の請求
- ▷ 規定によらないで収集等しているときは削除の請求
- ▷ 規定によらないで目的外利用、外部提供をし、

またはしようとしているときなどは中止の請求

【開示ができない場合】

本人に開示することが原則ですが、次の個人情報は開示されないことがあります。

- ▷ 法令により、開示しないことが定められているもの
- ▷ 他の個人情報を漏らすことになること
- ▷ 市の公正な職務執行に著しい支障が生じることが明らかなもの
- ▷ 情報公開・個人情報保護審議会の意見を聴いて公益上必要であると認めるとき

【自己情報の開示等請求の方法】

開示等請求書に次の必要事項を記入のうえ、本人を確認する書類（運転免許証、パスポートなど）を添えて、情報公開コーナー（市役所第二庁舎6階）まで提出してください。

- ▷ 請求日
- ▷ あて先＝実施機関名（市長・教育委員会・選挙管理委員会・監査委員・農業委員会・固定資産評価審査委員会・議会・土地開発公社）
- ▷ 住所・氏名・電話番号
- ▷ 請求の区分（閲覧・写しの交付・訂正・削除・目的外利用等の中止）
- ▷ 請求に係る保有個人情報の記録の内容

【開示等の決定】

開示請求は、請求日の翌日から7日（土曜・日曜・祝日を除く）以内、訂正・削除・目的外利用等の中止請求は、20日（土曜・日曜・祝日を除く）以内に決定し、通知します。

【開示に必要な費用】

- ▷ 電子複写機による写しはコピー1枚10円
- ▷ その他の写しは、写しの作成に要する費用

情報公開決定および保有個人情報開示等決定に不服がある場合は、決定のあったことを知った日の翌日から60日以内に不服申し立てをすることができます。不服申し立ては、第三者機関の情報公開・個人情報保護審査会の審査を経て最終の決定となります。

問合先 総務課情報公開係 ☎042-387-9926



ここに記載のない行事や各行事の詳細など、詳しくはお問い合わせください。か、公立小・中学校に配布している「毎月のたより」、市ホームページをご覧ください。

◎各館共通

- 困＝未就学児対象（保護者同伴）
- 四＝小学生対象
- 田＝中学生対象
- 園＝高校生世代対象

◎共通休館日

日曜日、11日（祝）、29日（月）

移動児童館

わんぱく号

ドッジボールとわんぱく鍋
20日（土）午後1時～3時、雨天中止。都立武蔵野公園くじら山。鍋に入れる刻み野菜、おわん、おはし、タオル、飲み物、動きやすい服装で。高校生世代以上のボランティア募集中、貫井南児童館まで
今月のおもちや病院 東児童館＝3日（水）。緑児童館＝8日（月）。貫井南児童館＝17日（水）。いずれも午前10時～午後1時、1件100円

本町児童館

☎042-383-1176
乳幼児のついで困 毎週月曜日は0～2歳児交流会。毎週水曜日は1歳児交流会。17日はリズム遊び。24

日は誕生日会。毎週木曜日は0歳児交流会。4日は、管理栄養士の食育相談会。18日は絵本の紹介。25日は誕生日会。いずれも午前10時～午後2時。交流会は正午まで。13日（土）はお父さんと遊ぼう。1歳未満のふれあい遊び。1歳以上の歌・音・身体遊び。午前10時～正午
子ども縁日 27日（土）午後1時30分から

東児童館

☎042-383-1177

常設子育てひろば困 月曜～土曜午前10時～午後4時。1日（月）は誕生日会、会食参加費80円。3日（水）はおはなし会。8日（月）はリサイクル。13日（土）はおとうさんいっしょ。16日（火）は手遊び。22日（月）は工作。いずれも午前11時から。15日（月）はリズム遊び、午前10時30分から。17日（水）は離乳食講座、午前10時から、12人（多数抽選）、120円、保育あり、1月20日～29日に申し込み（電話可）

貫井南児童館

☎042-383-9777

乳幼児のついで困 毎週水曜日は0歳児交流会、10日は保育士による0歳児相談会、午前11時から。24日は離乳食講習会、午前10時40分から、ポトフ、10人（申し込み）、120円、1月15日から申し込み（電話可）。8日～22日の毎週月曜日は1歳児交流会。毎週木曜日は0～2歳のフリースペース。18日は誕生日会と昼食会、けんちん汁、刻み野菜、主食、食器を午前11時までに持参、100円。いずれも午前10時30分～午後2時
キッズ・クッキング困 22日（月）午後3時から、ひなまつり和菓子、3歳児以上の未就学児、10組（多数抽選）、150円、1月25日までに申し込み（電話可）
中・高校生世代のスペース@スクイ田園 12日（金）、26日（金）午後4時～8時はフリースペース。12日はバンドスクール、午後5時30分～7時30分、2組（申し込み）、1月18日から申し込み（電話可）。26日は本格プロレス講座、午後6時30分～7時30分
バンドスタジオ貸出田園

グループ、個人いずれも可、要事前申込（電話可）
☎042-383-6910

緑児童館

ほのぼのサロン（乳幼児のついで）困 毎週月曜～金曜日、午前10時～午後3時。は乳幼児のフリースペース。毎週水曜日は1歳児以上あそぼうよ。10日は保健師による冬の健康相談会、午前10時30分から。24日は誕生日会、午前11時30分から。毎週木曜日は0歳児ひろば。18日は離乳食講習会、午前10時～正午、ポトフ、10人（申し込み）、120円、保育あり、1月25日から申し込み（電話可）
パパもおいでよ困 27日（土）午前10時～正午
おはなしのとびら困 25日（木）午後3時30分から、読み聞かせほか
ロビンソンクラブ困 22日（月）午後3時30分から、ペーパーウェイト作り、3歳児～小学校3年生、20人（申込順）、1月18日から申し込み（電話可）

